

平成 29 年 5 月 12 日

各 位

金融円滑化に係る取組状況について

株式会社 静岡中央銀行（社長 清野 眞司 以下「当行」）では、従来より「お客様中心主義」の基本方針のもと、地域金融の円滑化が地域金融機関の最大の使命と認識し、中小企業者のお客様からの資金需要や貸出条件の変更等に関するご相談や、住宅資金をご利用のお客様からのご返済負担の軽減のご相談等に対し真摯に対応してまいりました。

金融円滑化法は、平成 25 年 3 月 31 日を以って終了しましたが、当行の金融円滑化に係る方針は何ら変わらず、コンサルティング機能の一層の発揮に努めてまいります。今般、貸付け条件の変更等の実施状況につきまして、以下の通りご報告致します。

記

1. 法施行以降(平成 21 年 12 月 4 日以降)平成 29 年 3 月 31 日までの実績

お客様が中小企業者である場合

単位:件、百万円(金額単位未満は切捨)、()内は申込みに対する比率(%)

	お申込み									
			実行		審査中		謝絶		取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
全体	17,718	345,338	16,744	325,940	87	2,209	569	9,106	318	8,082
	(100)	(100)	(94.5)	(94.4)	(0.5)	(0.6)	(3.2)	(2.6)	(1.8)	(2.4)

お客様が住宅資金借入者である場合

単位:件、百万円(金額単位未満は切捨)、()内は申込みに対する比率(%)

	お申込み									
			実行		審査中		謝絶		取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
全体	782	16,100	710	15,007	7	79	37	641	28	371
	(100)	(100)	(90.8)	(93.2)	(0.9)	(0.5)	(4.7)	(4.0)	(3.6)	(2.3)

※件数は債権単位、金額は申込み時点の債権額です。「貸付け条件変更等」の定義は、『中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令』を踏襲し計上しております。

2. 貸付けの条件の変更等の実施状況

平成 21 年 12 月 4 日から平成 29 年 3 月 31 日までの詳細資料については、別表をご覧くださいとともに、各営業店に備え置きしてありますので、お気軽にお声掛け下さい。

別表 1. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額（中小企業者のお客様）

別表 2. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数（中小企業者のお客様）

別表 3. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額（住宅資金お借入れのお客様）

別表 4. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数（住宅資金お借入れのお客様）

以上

【 本件に関するお問い合わせ先 】

融資部 金融円滑化相談窓口（担当：鈴木・監物）TEL 055 - 962 - 2921

中小企業者のお客様の貸付けの条件の変更等の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[中小企業者のお客様]

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 9月末	平成23年 3月末	平成23年 9月末	平成24年 3月末	平成24年 9月末	平成25年 3月末	平成25年 9月末	平成26年 3月末	平成26年 9月末	平成27年 3月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	5,274	15,059	38,821	68,933	95,286	125,593	145,110	173,410	199,233	222,490	247,934	272,146	291,440	309,922	327,009	345,338
うち、実行に係る貸付債権の額	1,326	12,478	34,066	62,741	88,731	114,103	132,764	159,548	185,759	207,069	231,458	254,403	274,021	291,944	307,922	325,940
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	367	1,589	3,236	3,656	4,198	4,705	5,226	5,929	6,780	7,944	8,601	8,801	8,873	注1 9,106
うち、審査中の貸付債権の額	3,855	1,830	3,072	3,074	1,321	5,624	2,239	2,636	1,667	2,645	2,410	2,368	1,228	1,507	2,493	2,209
うち、取下げに係る貸付債権の額	93	749	1,316	1,527	1,997	2,209	5,908	6,519	6,580	6,845	7,283	7,429	7,588	7,669	7,719	8,082

注1・・・申込受付時から3ヶ月経過したことに伴い謝絶扱いとしたもの6,120百万円を含みます。

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[中小企業者のお客様]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 9月末	平成23年 3月末	平成23年 9月末	平成24年 3月末	平成24年 9月末	平成25年 3月末	平成25年 9月末	平成26年 3月末	平成26年 9月末	平成27年 3月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	174	688	1,769	3,156	4,416	5,760	6,925	8,235	9,538	10,877	12,167	13,561	14,684	15,788	16,737	17,718
うち、実行に係る貸付債権の数	51	545	1,525	2,821	4,015	5,249	6,337	7,591	8,865	10,089	11,330	12,668	13,780	14,861	15,749	16,744
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	33	113	162	188	232	268	317	371	430	486	516	531	543	注2 569
うち、審査中の貸付債権の数	120	110	138	129	116	176	154	153	125	180	139	127	95	94	135	87
うち、取下げに係る貸付債権の数	3	33	73	93	123	147	202	223	231	237	268	280	293	302	310	318

注2・・・申込受付時から3ヶ月経過したことに伴い謝絶扱いとしたもの404件を含みます。

住宅資金お借入のお客様の貸付けの条件の変更等の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔住宅資金お借入のお客様〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 9月末	平成23年 3月末	平成23年 9月末	平成24年 3月末	平成24年 9月末	平成25年 3月末	平成25年 9月末	平成26年 3月末	平成26年 9月末	平成27年 3月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	256	942	2,362	3,283	4,867	5,836	6,793	7,518	8,705	9,732	10,863	12,136	13,318	14,219	15,167	16,100
うち、実行に係る貸付債権の額	32	623	2,098	2,981	4,262	5,248	6,172	6,895	7,809	8,812	9,949	11,070	12,368	13,158	14,116	15,007
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	1	22	107	177	267	330	386	395	497	522	560	606	636	636	注3 641
うち、審査中の貸付債権の額	223	313	213	130	303	149	89	35	270	128	97	211	48	121	80	79
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	4	28	63	123	169	201	201	229	294	294	294	294	302	333	371

注1・・・申込受付時から3ヶ月経過したことに伴い謝絶扱いとしたもの641百万円を含みます。

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔住宅資金お借入のお客様〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 9月末	平成23年 3月末	平成23年 9月末	平成24年 3月末	平成24年 9月末	平成25年 3月末	平成25年 9月末	平成26年 3月末	平成26年 9月末	平成27年 3月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	11	42	122	171	247	294	340	372	427	478	530	591	645	688	737	782
うち、実行に係る貸付債権の数	1	24	100	145	205	252	296	328	371	418	472	524	583	622	670	710
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	3	9	14	18	22	25	26	29	30	33	35	36	36	注4 37
うち、審査中の貸付債権の数	10	15	15	10	15	8	4	1	11	8	5	11	4	6	6	7
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	2	4	7	13	16	18	18	19	23	23	23	23	24	25	28

注2・・・申込受付時から3ヶ月経過したことに伴い謝絶扱いとしたもの37件を含みます。